

# 広報かるまい お知らせ版 370号 ①

毎月第2・第4水曜日発行  
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集  
電話 46-2111 / FAX 46-2335

## 令和3年度採用の町職員を募集

### ■採用職種・採用人員

採用職種	採用人員	受験資格
一般事務	5人程度	昭和61年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方
土木技師	若干名	昭和61年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で、土木の専門課程を修了または令和2年度中に修了見込みの方 ※履修科目の証明を求める場合があります。
保健師	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、保健師の資格を有する方または令和2年度中に実施される試験において取得見込みの方

### ■試験内容

- 1次試験 9月20日(日) 10:00～16:00 福岡中学校  
筆記試験(教養・専門・作文)
- 2次試験 面接試験(10月下旬以降)

### ■申込方法

次のいずれかの方法で受験申込書入手し、必要事項を記入の上、総務課へ提出してください。

#### ①窓口

総務課窓口で受験申込書を交付します。

#### ②メール

次のメールアドレスへ表題を「職員採用試験 受験申込書請求」、本文に「郵便番号、住所、氏名、電話番号、受験を希望する職種」を入力し送信してください。

→ [soumu@town.karumai.iwate.jp](mailto:soumu@town.karumai.iwate.jp)

### ■申込期限 8月20日(木) 17:15必着

※詳細については、ホームページでご確認ください。

### ■問い合わせ

総務課・総務担当 ☎46-4738 (内線211)

## 「B & G海洋センター」開館日のお知らせ

今年度は、新型コロナウイルス対策のため、開館日数・時間を短縮しています。

### ■開館日 ○が開館日

7月						
日	月	火	水	木	金	土
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23 ○	24 ○	25 ○
26 ○	27	28 ○	29 ○	30 ○	31 ○	

8月						
日	月	火	水	木	金	土
						1 ○
2 ○	3	4 ○	5 ○	6 ○	7 ○	8 ○
9 ○	10 ○	11	12 ○	13	14	15

### ■利用料金

区分	午前・午後
一般・学生	150円
中学生・高校生	70円
小学生・3歳以上	40円

### ■開館時間

区分	時間帯	
○一般利用日	午前	9:30～11:30
	午後	13:30～15:30

※幼児用プールは午後のみ利用できます。

### ■利用上の注意

- ・帽子を必ず着用してください。
- ・小学3年生以下は高校生以上の付き添いが必要です。
- ・小学2年生以下は深いプールを利用できません。

### ■新型コロナウイルス対策にご協力ください

- ①自宅で検温し、発熱やせきなどの症状がある場合には利用を遠慮ください。
- ②入館人数を制限する場合があります。
- ③団体・多人数でのご来館はご遠慮ください。
- ④入館時のマスクの着用にご協力ください。
- ⑤水着を着用してくる等、更衣室に長時間留まることのないようにお願いします。

■問い合わせ 教育委員会事務局・生涯学習担当 ☎46-4744

## 会計年度任用職員を募集

- 募集職種 施設管理（B & G海洋センター）
- 募集人数 3人
- 仕事内容  
B & G海洋センター受付、窓口業務、町内体育施設の環境美化業務
- 応募資格 なし
- 勤務条件  
勤務日 土日祝を含めた週3日勤務  
勤務時間 9:00～16:00のうち6時間
- 給料 時給905円～933円
- 雇用期間  
雇用の日から令和2年8月31日まで
- 応募締切 定員に達するまで（面接は随時）
- 申込先・問い合わせ  
教育委員会事務局・生涯学習担当 ☎46-4744

## 高校再編計画後期計画(案)に関する意見交換会

「新たな県立高等学校再編計画」の後期計画案を広く周知し、基本方針や具体的な取り組みについて県民の皆さまから意見を伺う意見交換会が開催されます。

- 日時 8月7日(金) 18:00～19:30 (受付17:40～)
- 会場 二戸市民文化会館中ホール
- 参加申込  
7月31日までに参加者氏名・参加する会（人数）・参加者（代表者）の連絡先を明記のうえ、メール、ファックス、郵送のいずれかで申し込み下さい。
- 申込先・問い合わせ  
岩手県教育委員会事務局学校調整課高校改革担当  
Fax(019)629-6144  
Mail:DB0004@pref.iwate.jp  
郵送の場合↓  
〒020-8570（住所記載不要）  
岩手県教育委員会事務局 学校調整課 高校改革担当

## 食塩摂取量を自分で測ってみませんか

脳卒中死亡率が高い岩手県。脳卒中の危険因子として最も関係が深いのは高血圧といわれています。その高血圧の原因の一つが塩分の摂りすぎです。

脳卒中予防には、「減塩」の取り組みがとても大事になります。まずは、自分が一日にどれくらいの食塩を摂取しているか「塩分摂取量簡易測定器」で測ってみませんか？

- 実施期間 令和2年7月～令和3年2月  
測定期間は1人5日間。  
※5日間測定することで平均的な食塩摂取量がわかります
- 測定方法  
・早朝尿（夜間尿も含める）をすべて専用のカップにとり、センサーのついた「塩分摂取量簡易測定器」で測定。15秒程度で測定できます。  
・食塩摂取量調査票に食事について記入します。  
※塩分摂取量簡易測定器は貸出となります。下記までお申し込みください。
- 申込先・問い合わせ 健康ふれあいセンター内  
健康福祉課・健康づくり担当 ☎46-4111

## 家族介護者教室を開催

介護の疲れやストレスがたまっていますか？お話や実技を通して、疲れをとる方法を学びましょう。介護に限らず、どなたでも無料で参加できます。

- 日時 7月31日(金) 13:30～15:00
- 会場 健康ふれあいセンター（言語集団療法室）
- 内容  
①講義「自分の疲れ度を知って対処しよう」  
講師：健康福祉課 健康づくり担当  
保健師長 日向安子 氏  
②実技「自宅でできる体操」  
講師：県立軽米病院 理学療法士 橋本健一氏  
③福利用具紹介&展示  
講師：(株)ケア・テック 福祉用具専門相談員  
下道孝誠 氏
- 申込期限 7月22日(水)まで
- 参加申込・問い合わせ  
健康福祉課・福祉担当 ☎46-4736  
FAX：48-1061

# 広報かるまい お知らせ版 370号 ②

毎月第2・第4水曜日発行  
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集  
電話 46-2111 / FAX 46-2335

## 令和2年度 国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険税は、国保に加入している方を対象に病気やけがの際に備えて、医療にかかる費用をお互いに負担し、支え合うための財源となるものです。

国民健康保険税は世帯ごとに課税され、世帯主がまとめて納めます。税額は世帯ごとに所得や人数、資産などに基づき計算します。

世帯主が社会保険などに加入していても、世帯内に国民健康保険の加入者がいる場合は世帯主が納税義務者となります。この場合、世帯主の所得は保険税の算定には含まれませんが、軽減判定の算定には含まれます。

世帯の中で異動（転入、転出、出産、死亡、社保加入など）があった場合には、月割りで再計算し納付書を発送しますので、町民生活課窓口で手続きを行ってください。

転入で国保加入した方については、転入前の市町村に所得照会するため、所得がわかるまで時間がかかることがあります。そのため所得割を除いて納付書が発送されることがあります。この場合は所得が確認できた翌月に、再計算し納付書を再度送付します。

### ■軽減について

世帯全体の総所得が次の表の基準に該当する場合に、国民健康保険税のうち均等割と平等割の一部が軽減されます。

前年中の世帯の総所得	軽減割合
33万円以下	7割
33万円+ (28.5万円×国保加入者数および特定同一世帯所属者数) 以下	5割
33万円+ (52万円×国保加入者数および特定同一世帯所属者数) 以下	2割

※軽減世帯に該当する世帯については、当初課税時に軽減されており、申請する必要はありません。

※令和2年度から2割、5割の軽減が緩和されました。

### ■税額と税率

内訳	医療給付費	後期支援金	介護納付金
①所得割額 (前年の総所得 - 基礎控除額33万円)	5.6%	1.7%	1.2%
②資産割額(固定資産税額)	18.0%	9.0%	7.0%
③均等割額(1人あたり)	17,000円	6,000円	5,500円
④平等割(1世帯あたり) ※特定世帯は半額特定継続世帯は4分の3の額	23,000円	6,500円	6,500円
小計(①～④の合計)	医療分計⑤	支援分計⑥	介護分計⑦
限度額	63万円	19万円	17万円
合計⑧(年間の保険税額)	⑤+⑥+⑦		

※年間の保険税額(⑧)÷8回(納付回数)=1回分の納付額です。

※年金特別徴収の場合は年間の保険税額(⑧)÷6回(納付回数)=1回分の納付額となります。

### ■納期限

第1期 令和2年7月31日 第2期 8月31日  
第3期 9月30日 第4期 11月2日  
第5期 11月30日 第6期 12月25日  
第7期 令和3年2月1日 第8期 3月1日

### ■後期高齢者医療制度に伴う軽減制度

#### ○特定世帯

75歳に到達する方が国民健康保険から後期高齢者医療に移行することにより国保加入者が1人となる世帯は、平等割が移行した月から5年間半額になります。

#### ○特定継続世帯

特定世帯の期間が5年を経過した世帯については、その後3年間平等割が4分の3の額となります。

※世帯主の変更、加入者が2人以上となった場合などは特定世帯ではなくなります。

■問い合わせ 税務会計課・課税担当 ☎46-4737

## 新型コロナウイルスの影響による 国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルスの影響で収入の減少が見込まれ、それぞれの基準に該当する場合は、申請により保険税が減免される場合があります。

### ■対象世帯・減免割合

- 1 新型コロナウイルスにより、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯  
→全額免除
- 2 新型コロナウイルスの影響により、主たる生計維持者の事業収入等（給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入）の減少が見込まれ次の①～③の全てに該当する世帯
  - ①主たる生計維持者事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入の3割以上であること
  - ②前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
  - ③減少が見込まれる事業収入等以外の前年所得の合計額が400万円以下であること
 →右の表1で算出した（ア）対象保険税額に、表2の（イ）前年の合計所得金額区分に応じた（ウ）減免割合を乗じた額

### ■減免対象となる保険税

令和元年度と令和2年度分の国民健康保険税で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

※加入手続きが遅れたため、令和2年1月以前分の納期限が令和2年2月以降に設定されている場合は、1月分以前は減免の対象となりません。

表1

（ア）対象保険税額（A × B / C）	
A	当該世帯の被保険者全員について算出した保険税額
B	減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 （減少が見込まれる事業収入等が2つ以上ある場合はその合計額）
C	世帯の主たる生計維持者と世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

表2

（イ）前年の合計所得金額	（ウ）減免の割合
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

### ■必要書類

- 減免申請書      ○収入申告書
- 添付書類
  - 死亡・重篤な傷病の場合⇒死亡診断書、医師の診断書など
  - 失業や事業廃止の場合⇒離職証明書、事業廃止届など
  - 収入減少による申請の場合⇒前年の確定申告書、売上の確認できる帳簿、給与明細など

■問い合わせ 税務会計課・課税担当 ☎46-4737

## くらしの相談窓口 出張相談会

くらしの相談窓口（二戸市社会福祉協議会）では、くらしのなかの困りごと（就職がきまらない、家賃が払えない、家計がうまくいかないなど）についての出張相談会を開催します。

事前の申込は不要です。

■日時 7月31日(金) 10:00～12:00

■会場 町防災センター

■問い合わせ

二戸市社会福祉協議会くらしの相談窓口 ☎43-3588

## 栄養出前講座を開催します

テーマは、「認知症予防と栄養」。どなたでもご自由にご参加ください。

■日時 7月13日(月) 10:00～11:00

■会場 晴山公民館

■内容 ①食事はしっかり食べよう

講師 管理栄養士 松本紀子氏

②これは楽しい！脳トレに挑戦

■問い合わせ 健康づくり担当 ☎46-4111

# 広報かるまい お知らせ版 370号 ③

毎月第2・第4水曜日発行  
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集  
電話 46-2111 / FAX 46-2335

## 高齢者教室「寿大学」の 第48期受講生を募集

令和2年度「寿大学」第48期受講生を募集します。教養をさらに身につけ、仲間とともに楽しい時間を過ごしましょう。昨年度の受講生以外の方で受講を希望される方は、事前に教育委員会事務局までご連絡ください。

### ■開講式・第1回講座

- 日時 7月15日(水) 10:00~12:00
- 会場 町農村環境改善センター (役場となり)
- 内容 山本賢一町長による講話

### ■問い合わせ

教育委員会事務局 生涯学習担当 ☎46-4744

## 年金相談は予約が便利です

年金手続きや相談の際は、待ち時間なくお手続きいただけるよう事前のご予約をお願いしています。予約の際は基礎年金番号の分かる年金手帳等をご準備ください。

■予約申込 予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

二戸年金事務所 ☎23-4111 (番号案内5番)

## 国民健康保険高齢受給者証が更新

国民健康保険高齢受給者証は有効期限が7月31日までです。新しい受給者証を7月下旬に送付しますので、届いたら内容の確認をお願いします。有効期限の切れた受給者証は細かく切るなどして破棄するか、町民生活課までお届けください。高齢受給者証を交付されている方のうち【課税所得が現役並みⅠ・Ⅱの区分に該当する方】と【住民税非課税世帯に属する方】で国保税に未納がない方には「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。該当者には申請書を同封しますので、保険証、国民健康保険高齢受給者証、認印を持参のうえ町民生活課へ申請してください。

■問い合わせ 町民生活課・町民生活担当 ☎46-4734

## 令和2年度成人式のお知らせ

■日時 8月15日(土) 9:00~受付 10:00~開始

■会場 軽米町民体育館

### ■該当者

平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、軽米町在住者と軽米町出身者で現在町外に在住している方。\*対象の方には出席のご案内をしていますが、案内が届かない場合には下記までご連絡ください。

### ■問い合わせ

教育委員会事務局・生涯学習担当 ☎46-4744

## 後期高齢者医療被保険者証が更新

後期高齢者医療被保険者証は、有効期限が7月31日までです。新しい保険証を7月下旬までに送付しますので、届いたら内容の確認をお願いします。

\*町民税非課税世帯の方が現在使っている「限度額適用・標準負担額認定証」の有効期限は7月31日です。既に認定証をお持ちで引き続き町民税非課税世帯と確認できた方には、7月末までに新しい認定証を郵送します。新たに申請が必要な方には、7月中旬に手続きのお知らせを郵送しますので、案内に従って申請してください。

■問い合わせ 町民生活課・町民生活担当 ☎46-4734

## 町立図書館 企画展 開催中

企画展『夏休み宿題大作戦!』を8月16日(日)まで開催しています。読書感想文の課題図書や工作、自由研究の本を展示・貸出していますので宿題の参考にどうぞ。

■問い合わせ 町立図書館 ☎46-4333

## 中学生の医療費助成方法が変更

8月から中学生の医療費の助成方法が償還払いから現物給付に変更となります。

- 償還払い：医療機関窓口で一部負担金を支払い、「医療費助成給付申請書」を提出することで、約3カ月後に指定口座に振り込まれる方式
- 現物給付：医療機関窓口で受給者証を提示することで一部負担金の支払いが0円になる方式

※保険対象外の医療費や、入院時の食事代などは医療費給付対象外となります。また、県外の医療機関を受診した方や医療機関窓口で申請を忘れた方は、「医療費給付申請書」に領収書を添えて、町民生活課窓口で申請してください。

### ■受給者証の更新について

現在使用している受給者証の有効期限は7月末までとなっています。7月下旬に新しい受給者証を送付しますので、古いものと交換をお願いします。なお、更新に必要な情報が不明な受給者と保護者の方については、必要書類を提出して頂いた後、受給者証の交付となります。

■問い合わせ 町民生活課・町民生活担当 ☎46-4734

## 新型コロナウイルスの影響による固定資産税の減免について

新型コロナウイルスの影響により、収入が減少した中小事業者の方等を対象として、中小事業者の方等が所有する事業用に供する家屋と償却資産に係る固定資産税について、令和3年度固定資産税の税額の減免を受けることができます。

### ■対象者・減免額

中小事業者、個人事業主の方で令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の収入が1年前の同時期の3カ月間の収入と比べて、50%以上減少したときは全額免除、30%以上50%未満減少したときは2分の1免除。

### ■対象となる固定資産税

中小事業者の方が所有する事業用に供する家屋・償却資産（土地は含まれません）

■申請期限 令和3年2月1日(月)まで

■問い合わせ 税務会計課・課税担当 ☎46-4737

## 農地パトロールにご協力を

農業委員会では、毎年8月から9月にかけて、町内全農地の利用状況調査(農地パトロール)を実施しています。調査にあたっては、農業委員・農地利用最適化推進委員と事務局職員が農地内に立ち入ることがございますので、ご理解とご協力をお願いします。

■目的 遊休農地の実態調査、遊休農地の発生防止、農地の違反転用発生防止

### 農地に住宅建築や植林（山林利用）する場合には農地転用許可が必要です

農地（田・畑）に住宅建築や植林をするには、農地法に基づく県知事の農地転用許可が必要です。許可より前に着手してしまうと違反転用となり、原則原状回復しなければなりません。農地を農地以外に使用する場合、事前に農業委員会までご相談ください。

■問い合わせ 農業委員会事務局 ☎46-4739

## かるまいテレビで「軽米の昔話」の読み聞かせを放送中

かるまいテレビジャーナル『図書館報』で軽米の昔話を放送しています。どうぞご覧ください。

### ■放送期間・内容

7月8日～7月14日	三吉と端午の節句
7月15日～7月28日	高家の太郎の話①
7月29日～8月11日	みっちゃんのお墓参り
8月19日～9月1日	高家の太郎の話②
9月2日～9月15日	里へ行ったちゅうた
9月16日～9月29日	チホコとキツネの話 べっとうさま ふるぎつね 別当様と古狐

※放送時間は、かるまいテレビ番組表でご確認ください。

※放送期間と内容が変更になる場合もあります。

■問い合わせ 町立図書館 ☎46-4333

# 広報かるまい お知らせ版 370号 ④



毎月第2・第4水曜日発行  
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集  
電話 46-2111 / FAX 46-2335

## 寡婦等の方に医療費の一部を給付

寡婦等の方に対して、医療費の一部を給付します。寡婦とは、配偶者のない女子で、これまでに配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある方です。該当する方は、申請をお願いします。

### ■給付を受けることができる方

- ・寡婦のうち、69歳までの方
- ・児童が18歳に達した以後に配偶者のない女子になった69歳までの方

※ただし、以下は対象外

- ・本人の所得が150万円を超える方

- ・生活保護を受けている方
- ・世帯全体の所得が300万円以上の方  
(別居している子の扶養になっている方で、子の所得が300万円を超えた場合も含まず)
- ・高齢者の医療の確保に関する法律の規定が該当する場合

### ■給付額

本人負担額の2分の1 (保険適用外の診療は除きます)

### ■手続き方法

加入保険証・印鑑・通帳をお持ちのうえ、健康福祉課に申請してください。

### ■問い合わせ

健康福祉課・福祉担当 ☎46-4736

## 離職者対象の「自分みがき」講座

県立二戸高等技術専門学校では離職者等を対象に再就職へ向けた短期講習を実施します。

■対象者 公共職業安定所に求職申込している方

■内容 簿記の基本的な作業と、パソコンを使った事務処理技能を習得する。

■受講期間 令和2年9月1日～令和2年11月30日

■時間 9:00～16:00 ※訓練内容により時間の変更あり

■募集期間 7月13日～8月19日

■実施会場 二戸地域職業訓練センター

■定員 15人

■費用 受講料は無料（テキスト代等は自己負担）

■受講申込 公共職業安定所に受講申込書を提出。  
※受講申込書は公共職業安定所にあります。

■問い合わせ 二戸公共職業安定所 ☎23-3341

## 二戸技術専門学校オープンキャンパス

■日時 8月7日(金) 10:00～12:00

■内容 全体説明、自動車システム科・建築科の紹介、施設 見学、個別相談、学生寮紹介など

※参加申込など詳細はホームページをご覧ください。

■会場・問い合わせ 二戸技術専門学校 ☎23-2227



## ゆるキャラグランプリ ヒエポンとかるるんに応援を!!

ゆるキャラグランプリ2020に「ヒエポン」と「かるるん」がエントリーしました。毎年開催されてきたゆるキャラグランプリは今年が最後。ID（メールアドレス）を登録すれば1日1回投票が可能です。皆さんの温かい一票をお願いします。

投票ページは「ゆるキャラグランプリ2020」で検索!!